



鳥取県公報

平成 22 年 7 月 9 日 (金)
第 8 2 0 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	介護保険法施行令による調査員養成研修機関の指定 (435) (長寿社会課) 2 県民歯科疾患実態調査の実施 (436) (健康政策課) 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (437) (水・大気環境課) 3 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (438・439) (経済通商総室) 3 土砂災害警戒区域の指定 (440) (治山砂防課) 5 土砂災害特別警戒区域の指定 (441) (〃) 6 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (442) (会計指導課) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (443) (東部総合事務所福祉保健局) 8 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (444) (中部総合事務所県民局) 8 土地改良事業の工事の完了 (445) (日野総合事務所農林局) 8
◇ 公 告	平成22年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) 9 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) . . . 10 平成22年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 10 平成22年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 14 平成22年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度・保健師 (警察職員)) の実施 (〃) . . 17

告 示

鳥取県告示第435号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の7第1項の規定に基づき、調査員養成研修を行う者を指定したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	業務を行う事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	鳥取市伏野 1729-5	鳥取市伏野 1729-5	平成22年6月30日

鳥取県告示第436号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調査の名称
県民歯科疾患実態調査
- 調査の目的
県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎知識を得ることを目的とするとともに、平成13年に設定した歯科保健目標（健康づくり文化創造プラン）の最終評価をする。
- 調査対象の範囲
県内に住む20歳以上の者（一部18歳及び19歳の者を含む。）で、市町村の特定健康診査受診者及び健康教室参加者並びに事業所健康診査受診者のうち2,500人を対象とする。
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 歯科健診による調査事項
（現在歯及びむし歯の状況、喪失歯及びその補綴状況、歯肉の状況並びに歯石の沈着状況）
 - アンケートによる調査項目
（歯みがきの回数、時間等の状況、歯の健康のために普段から気をつけていること等）
 - その基準となる期日
平成22年7月1日から同年12月31日までの調査票記入日現在
- 報告を求める者
鳥取県
- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査員が行う口腔診査による調査
 - 自己記入方式のアンケート調査等による調査
- 報告を求める期間

平成22年7月1日から同年12月31日まで

- 8 調査票情報の保存期間
5年間

- 9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成22年度県民歯科疾患実態調査報告書を作成し、公表する。

鳥取県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称

境港市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

- 3 事業施行期間

昭和58年11月29日から平成28年3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

追加する部分

境港市渡町字寺東の一部

- (2) 使用の部分

追加する部分

境港市大正町の全部、馬場崎町の全部、浜ノ町の全部、弥生町の一部、清水町字大杖及び字西法正原の各一部、中野町字北原、字神田及び字下駒ヶ坪の各一部、渡町字辻堂、字中小堀、字大草沢、字山寺、字下大陣場、字上小堀及び字寺東の各一部、三軒屋町字南神田及び字砂堀の各一部

変更する部分

境港市明治町の全部、蓮池町の全部、上道町の一部、中野町の一部、三軒屋町字上川西の全部並びに同字三軒屋及び字北神田の各一部

鳥取県告示第438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ米子弓ヶ浜

米子市夜見町2931-1、2932-1、2936-2、2936-5及び2937-3

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社トイボックス 島根県松江市恵乃島町114-15 代表取締役 木口 順一郎

株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村 禎史

株式会社ローソン 大阪府吹田市豊津町9-1 代表取締役 新浪 剛

変更後 株式会社トイボックス 島根県松江市恵乃島町114-15 代表取締役 木口 順一郎

株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266-1 代表取締役 大村 禎史

3 変更年月日

平成21年4月30日

4 変更する理由

小売業者の退店による変更

5 届出年月日

平成22年6月25日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年7月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ米子弓ヶ浜

米子市夜見町2931-1、2932-1、2936-2、2936-5及び2937-3

2 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前

- ア 出入口の数 3か所
イ 位置 6の書類に記載のとおり
変更後
ア 出入口の数 3か所
イ 位置 6の書類に記載のとおり
- 3 変更年月日
平成22年8月1日
- 4 変更する理由
前面道路(国道431号)拡幅により、出入口の位置変更が必要になるため
- 5 届出年月日
平成22年6月25日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成22年7月9日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
北栄町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
西米里谷川(I-2-26-22-4)、西下米里谷川(I-2-26-22-5)、下西高尾谷川(I-2-26-23-1)、右上種谷川(I-2-26-23-2)、西高尾谷川(II-2-26-23-1)、上種谷川(II-2-26-23-2)、東上種谷川(II-2-26-23-3)、北米里谷川(III-2-26-22-1)、東原谷川(III-2-26-23-1)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

国坂1地区(I-793)、国坂2地区(I-794)、北条島地区(I-796)、一の崎地区(I-797)、三の崎地区(I-798)、姥ヶ谷地区(I-799)、亀崎1地区(I-800)、大谷地区(I-801)、舟渡地区(I-802)、鎌谷地区(I-803)、谷地区(I-804)、坂場地区(I-805)、由良地区(I-810)、瀬戸地区(I-812)、西穂波地区(I-813)、大島地区(I-814)、向屋敷地区(I-815)、東宮谷地区(I-816)、亀谷1地区(I-817)、亀谷2地区(I-818)、下種地区(I-819)、西高尾地区(I-822)、亀谷3地区(I-1158)、亀谷4地区(I-1159)、曲地区(I-1410)、西高尾2地区(I-1415)、緑ヶ丘地区(I-1555)、向山団地地区(I-人工38)、亀崎2地区(I-人工39)、国坂4地区(II-2797)、国坂5地区(II-2798)、土下地区(II-2801)、米里3地区(II-2804)、米里5地区(II-2806)、北条島2地区(II-2808)、北尾地区(II-2809)、曲3地区(II-2811)、曲4地区(II-2812)、西園地区(II-2814)、由良宿地区(II-2817)、亀谷5地区(II-2818)、亀谷6地区(II-2819)、上種2地区(II-2823)、西高尾3地区(II-2825)、西高尾4地区(II-2826)、穂波4地区(II-3617)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

米里地区(54)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

米里谷川(I-2-26-22-3)、西米里谷川(I-2-26-22-4)、西下米里谷川(I-2-26-22

－ 5)、下西高尾谷川(Ⅰ－2－26－23－1)、原左谷川(Ⅰ－2－26－23－4)、南向山谷川(Ⅱ－2－26－22－1)、西高尾谷川(Ⅱ－2－26－23－1)、上種谷川(Ⅱ－2－26－23－2)、東上種谷川(Ⅱ－2－26－23－3)、北米里谷川(Ⅲ－2－26－22－1)、東原谷川(Ⅲ－2－26－23－1)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年法律第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

北栄町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

国坂1地区(Ⅰ－793)、国坂2地区(Ⅰ－794)、中尾地区(Ⅰ－795)、北条島地区(Ⅰ－796)、一の崎地区(Ⅰ－797)、三の崎地区(Ⅰ－798)、姥ヶ谷地区(Ⅰ－799)、亀崎1地区(Ⅰ－800)、大谷地区(Ⅰ－801)、舟渡地区(Ⅰ－802)、鎌谷地区(Ⅰ－803)、谷地区(Ⅰ－804)、坂場地区(Ⅰ－805)、西曲地区(Ⅰ－806)、原1地区(Ⅰ－807)、原2地区(Ⅰ－808)、穂波地区(Ⅰ－809)、六尾地区(Ⅰ－811)、瀬戸地区(Ⅰ－812)、西穂波地区(Ⅰ－813)、向屋敷地区(Ⅰ－815)、東宮谷地区(Ⅰ－816)、亀谷1地区(Ⅰ－817)、亀谷2地区(Ⅰ－818)、下種地区(Ⅰ－819)、下種5地区(Ⅰ－820)、上種地区(Ⅰ－821)、亀谷4地区(Ⅰ－1159)、曲地区(Ⅰ－1410)、原3地区(Ⅰ－1411)、穂波2地区(Ⅰ－1412)、下種2地区(Ⅰ－1413)、下種3地区(Ⅰ－1414)、西高尾2地区(Ⅰ－1415)、東高尾地区(Ⅰ－1416)、亀崎2地区(Ⅰ－人工39)、国坂3地区(Ⅱ－2796)、国坂5地区(Ⅱ－2798)、国坂6地区(Ⅱ－2799)、土下地区(Ⅱ－2801)、米里地区(Ⅱ－2802)、米里2地区(Ⅱ－2803)、米里3地区(Ⅱ－2804)、米里4地区(Ⅱ－2805)、米里5地区(Ⅱ－2806)、米里6地区(Ⅱ－2807)、北条島2地区(Ⅱ－2808)、北尾地区(Ⅱ－2809)、曲2地区(Ⅱ－2810)、曲3地区(Ⅱ－2811)、曲4地区(Ⅱ－2812)、曲5地区(Ⅱ－2813)、西園地区(Ⅱ－2814)、穂波3地区(Ⅱ－2815)、瀬戸2地区(Ⅱ－2816)、由良宿地区(Ⅱ－2817)、亀谷5地区(Ⅱ－2818)、亀谷6地区(Ⅱ－2819)、下種4地区(Ⅱ－2820)、岩坪地区(Ⅱ－2821)、岩坪2地区(Ⅱ－2822)、上種2地区(Ⅱ－2823)、上種3地区(Ⅱ－2824)、西高尾3地区(Ⅱ－2825)、西高尾4地区(Ⅱ－2826)、穂波4地区(Ⅱ－3617)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第442号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

ペアレントメンター養成研修講座に係る資料代等の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部子ども発達支援課

副主幹 坪倉 嘉隆

3 委任期間

平成22年7月5日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第443号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年7月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目 2-2	就労継続支援 B型	平成22年7月 1日

鳥取県告示第444号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年7月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成22年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 琴浦グルメストリートプロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山本 浩一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取県東伯郡琴浦町

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、琴浦地域の独自性を活かして地域ブランド「琴浦グルメストリート」を情報発信することで地域の活性化を目指すことを目的とする。

鳥取県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年7月9日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江府町	基盤整備促進事業杉谷地区農業用排水施設	平成20年1月20日
〃	基盤整備促進事業貝田地区農業用排水施設	平成21年2月27日

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、平成22年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成22年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成22年9月27日（月） 午後2時から午後5時まで	鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	広告物の施工に関する事項
同月28日（火） 午前10時から午後4時30分まで		広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成22年9月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年9月15日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて

納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、証紙による方法以外の方法によることができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり担当（電話0857-26-7363）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年7月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津字大浜ノ二1145外31筆 (12,821平方メートル)	砂 (65,893立方メートル)	採取の期間	平成21年6月6日から平成22年6月5日まで	平成21年6月6日から平成23年6月5日まで	平成22年6月4日
有限会社フワード 代表取締役 郵上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八東水字短尾2707-162外4筆 (7,842平方メートル)	砂 (17,144立方メートル)	〃	平成21年6月30日から平成22年6月29日まで	平成21年6月30日から平成22年12月30日まで	平成22年6月29日
有限会社森本組 代表取締役 森本 省治	鳥取市湖山町東二丁目245	鳥取市三津字大浜1072-139外1筆 (9,076平方メートル)	砂 (19,856立方メートル)	〃	平成21年7月9日から平成22年7月8日まで	平成21年7月9日から平成23年7月8日まで	〃

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年7月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成22年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	5名程度
警察事務	5名程度
保育士	5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 一般事務及び保育士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 一般事務及び警察事務 142,800円

(2) 保育士 156,800円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務

平成元年4月2日から平成5年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成23年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

昭和62年4月2日から平成5年4月1日までの間に生まれた者

ウ 保育士

次の要件の両方を満たす者

(ア) 昭和50年4月2日以降に生まれた者

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成23年5月31日までに受ける見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成23年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2

次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

（注）作文試験の採点は第1次試験合格者に対して実施し、評価は第2次試験において行うものとする。

ウ 保育士

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成22年9月26日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第2次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務及び保育士

人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務

人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務及び保育士

平成22年10月20日（水）から同月22日（金）まで

イ 警察事務

平成22年11月8日（月）

(4) 試験会場

ア 一般事務及び保育士

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては作文試験を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 保育士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

ウ 保育士

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年10月1日（金）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年11月下旬に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のウの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める登録を受け、又は資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年8月6日（金）から同月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年8月23日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月6日（金）午前0時から同月23日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年7月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成22年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	29名程度
警察官（女性）	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額166,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、作文試験

(2) 試験期日

平成22年9月19日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101
米子コンベンションセンター会議室 米子市末広町294

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成22年11月1日（月）及び同月2日（火）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。
なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。
また、作文試験を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年10月1日（金）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年11月30日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年8月6日（金）から同月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年8月23日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月6日（金）午前0時から同月23日（月）午後12時まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成23年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年7月9日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成22年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・保健師（警察職員））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
保健師（警察職員）	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察本部に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格がある者は、昭和50年4月2日以降に生まれた者であって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成23年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者とする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成22年9月19日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験期日

平成22年10月29日（金）

(3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年10月7日（木）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年11月30日（火）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成23年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年8月6日（金）から同月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年8月23日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年8月6日（金）午前0時から同月23日（月）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。